

中核機能としての体制の確保に関する取り組みの実施状況について

法人名	社会福祉法人千手会
事業所名	佐倉市さくらんぼ園
住所	佐倉市大篠塚1587番地

Ⅰ、基本要件

①所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること

令和6年4月19日付けで、佐倉市より地域の障害児支援における中核的役割を担う機関とし、地域障害児支援体制中核拠点として登録して頂いた。（別紙5参照）

②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること

佐倉市障害者総合支援協議会の療育支援教育部会の会員として、年4回の会議に参加している。またこの部会の中の児童通所支援事業所連絡会や医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会にも参加している。

③幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること

児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業・保育所等訪問支援事業・障害児相談支援事業の指定を平成24年7月より受けている。また平成30年8月より居宅訪問型児童発達支援事業の指定を受ける。令和3年2月より佐倉市障害児者一時介護（タイムケア）と日中日帰りショートステイを開始した。

④地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること

千葉県知的障害者福祉協会・千葉県通園施設連絡協議会・全国児童発達支援協議会に加盟し、会議・研修の企画運営に携わっている。また他事業所や幼稚園・保育園等の職員に向けた療育参観や体験実習等も随時実施している。（別紙1参照）

⑤インクルージョンの推進体制を確保していること

保育所等訪問支援事業は平成24年7月より開始している。令和6年度の延べ利用者数は22名。幼稚園・保育園・こども園・小学校の13か所に訪問している。

⑥入口としての相談機能を果たす体制を確保していること

乳幼児の相談支援を主に行っている。1歳半健診等で発達に遅れがあると判断された場合や、病院のNICUから自宅へ帰った後の療育の相談、幼稚園入学後に集団に参加した際の困りごとなど、個々の相談内容に応じて、必要な支援は何かを検討している。当園を利用するしないに関わらず、受けた相談に対しては必ず次に繋げるように心掛けている。

⑦地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること

これまでも地域に貢献できる支援を心掛けてきたが、令和6年度より中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置づけられたため、年に1回の公表をした。

⑧自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1年に1回以上受けていること

保護者向け及び事業者向けの事業所評価を実施し、ホームページに公開している。

⑨従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること

全職員を対象に法人内研修を年2回実施。支援員を対象に常勤・非常勤に関わらず年1～2回の外部研修に参加している。また法人内事業所交換研修を実施した。（別紙2・3参照）

Ⅱ、加算要件（中核機能強化加算Ⅱ：イ及びロに該当する場合加算可能）

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で1以上加配（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で1以上加配（同上）

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（※1）、児童指導員（※1）の全ての職種を配置（※2）し、連携して支援を行っている（※1）障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る（経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする）。

（※2）基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可。

中核機能強化加算Ⅱを算定（別紙24参照）